

令和5年度 第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会 会議録

日 時：令和6年3月28日（木）10：00～12：00

場 所：小田原市役所7階 大会議室

日 程

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

ア おだわら成年後見支援センターの愛称について

(2) 報告事項

ア 審判請求費用及び成年後見人等の報酬費用の助成範囲の拡充について

イ おだわら成年後見制度利用促進指針（改訂版）について

ウ おだわら成年後見支援センターの運営状況等について

(3) その他

3 閉 会

議 事

発言者	内 容
事務局 (渡辺副課長)	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>福祉政策課の渡辺でございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回の小田原市成年後見審議、成年後見制度利用促進審議会を開会いたしたいと思っております。</p> <p>開会に当たりまして、福祉健康部長から一言ご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。</p>
福祉健康部長	<p>皆さん、おはようございます。小田原市の福祉健康部長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、年度末の大変お忙しい中、令和5年度第2回成年後見制度利用促進審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市の福祉行政並びに権利擁護の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。おだわら成年後見支援センターが開設されてから1年が経過いたしました。本日は、この成年後見支援セン</p>

ターの愛称が議題になっております。これからずっとこの愛称を使用していくことになるかと思っておりますので、市民の皆様が親しみやすい愛称を選定していただければ幸いです。また、後ほどご説明いたしますが、当審議会のご提言を反映いたしまして、高齢者と障がい者の成年後見制度利用支援事業として、審判請求費用などの助成対象を拡充するための予算を盛り込んだ令和6年度当初予算案が、先週の金曜日に小田原市議会の3月定例会で可決されました。令和6年度も引き続き権利擁護支援の推進に努めてまいりますので、今後も変わらぬお力添えをいただければ幸いです。それでは、本日も最後までどうぞよろしく願いいたします。

事務局
(渡辺副課長)

ありがとうございました。ここで、事務局から本日の会議の出席者等についてご報告をさせていただきます。本日の会議の出席者は、瀬戸委員と露木委員からご欠席の連絡をいただいておりますので、8人でございます。審議会規則に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、傍聴者ですけれども、現在のところ1名の傍聴者がございまして、既に入室していただいております。なお、本日の会議につきましても、後日、会議録を作成して公表する必要があるため、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、浅沼会長、議事の進行をお願いいたします。

浅沼会長

皆様、おはようございます。年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。スムーズな議事の進行に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。流れといたしましては、各議題について事務局から説明がありますので、まず説明を聞いていただきまして、疑問に思った点や確認したい点について、事務局に対して質疑を行います。その後、協議事項につきましましては、委員の皆様で意見を交わしまして、意見をまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項のア、「おだわら成年後見支援センターの愛称について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いします。

福祉政策課長
(石井)

福祉政策課長の石井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。資料3の2枚目、「おだわら成年後見支援センターの愛称募集要項」をご覧ください。

おだわら成年後見支援センターの愛称募集につきましては、募集要項を定めまして、応募資格を市内在住、在勤、在学といたしまして、昨年11月1日から12月31日までを募集期間として募集をいたしました。

愛称募集の周知は、市のホームページ、広報小田原で周知を図りましたほか、地域包括支援センターや各士業団体のご協力をいただきまして、関係者の皆様へ案内をさせていただきました。

募集結果は、資料3の1枚目の応募作品一覧表のとおり、25件の応募がございました。No.1とNo.15の「TOMONI」はそれぞれ別の方が応募された作品でございます。また、No.2の「よりそい」は平塚市の成年後見支援センターの愛称と同一でございます。

次に、本審議会にて愛称を選定していただいた後の流れでございますが、市の内部決裁にて愛称を決定いたしまして、5月号の広報小田原にて公表いたしますとともに、市のホームページでも公表する予定でございます。

説明は、以上でございます。

浅沼会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして何か質問がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。では、質疑の方はないということで進めたいと思います。

それでは、愛称を選定するに当たりまして、初めに選定の方法、決め方について協議をしたいと思います。資料3の一覧表につきましては、本日の会議の開催通知と一緒に皆様の方にお送りしております。この中から、各委員の皆様、2点を選んでおいていただきたいということでお願いもさせていただきました。

そこで、まず、委員の皆様から推薦する2つの作品をお伺いしまして、集計を取りたいと思います。その後、上位の3作品程度に絞り込んでから、どの愛称が最もふさわしいのか、討論をしまして、最終的には、多数決で決定したいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、順番にお伺いしていくこととなりますが、愛称を実際に名乗られる社協さんから、皆様にお話したいということがあると聞いていますので、よろしく申し上げます。

社会福祉協議会
(秋山)

皆様おはようございます。社協の秋山です。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。皆さん、この案の中で、これだというのがあろうかと思えますけれども、この期に及んでの発言でございます。

愛称を名乗る立場でございます私ども中核機関としては、せっかくの愛

称なので、定着できたらなというふうに思っているところです。

例えば、「マロニエ」と言えば、イトーヨーカドーのあそこだ。「UMECO」と言えば小田原駅の近くのあそこだ、のような感じ。建物と事業とでは、その浸透度合いは違うかと思えますけれども、決まった際には、「おだわら成年後見支援センター何々です」と電話などで対応することになるかと思えますので、そういった部分もできたら加味していただいて、名乗りやすい、身近なものにしていただくと、より浸透も早まるかと思えますので、ご一考いただければということで、発言させていただきました。

以上でございます。

浅沼会長

どうもありがとうございました。実際に名称を使う機会が一番多いのは社協さんかと思えますので、資料3に愛称の提案理由も書いてありますけれども、実際に名乗る時に名乗りやすい、皆様に浸透しやすいという視点も当然大事かと思えますので、参考にしていただければと思います。

押田委員

1つよろしいでしょうか。

浅沼会長

押田委員

押田委員

25の愛称が出ていますけれども、例えば、これが多かったとか、そういうことは、公表していただけないでしょうか。これが人気だったとか。

浅沼会長

事務局、いかがでしょうか。

福祉政策課長
(石井)

これにつきましては、お一方1作品ということで、すべての作品が載っていて、この中で多かったものというのは、先ほどご説明したNo.1とNo.15の「TOMONI」で、別々の方から同じ愛称が提案されているということです。

浅沼会長

よろしいでしょうか。

境委員

行政書士の境です。

いい愛称を応募していただいたのですが、これを修正するというのは、駄目でしょうか。例えば、組み合わせるとか。

事務局
(渡辺副課長)

一応、募集要項の中で、若干ですけれども、少しは改変することがありますということは、周知を図っているところですが、組み合わせるとい

ところまでは、募集の時に明示しておりませんので、合体はしない方がいいかと思います。

境委員 そうですね。わかりました。

浅沼会長 他にいかがでしょうか。

それでは、推薦する作品を伺っていきたいと思います。先ほど説明にもありましたとおり、1番と15番は同じ愛称ですけれども、読み仮名を併記するもの、英語表記のものといった違いがありますので、この点につきましては、区別して票を集計したいと思います。

では、委員名簿の順に押田委員からお願いしたいと思います。推薦する作品の番号をおっしゃってください。

押田委員 では、結論だけ言ってよろしいですか。

浅沼会長 はい。

押田委員 10番の「つむぎ（紬）」と18番の「ひゅうまん」、これを選びました。

浅沼会長 10番と

押田委員 18番。本当は2番目の「よりそい」が1番いいなと思ったのですがけれど、平塚市で使っていることもあって諦めました。また、1番と15番もいいなと思ったのですが、ローマ字という点で諦めました。

浅沼会長 ありがとうございます。続きまして勝又委員お願いします。

勝又委員 今、いろいろ聞いて、また考えが少し変わってきてしまったのですが、最初に決めてきたのは「あゆらいふ」、4番です。ただ、ちょっと名乗りにくいかなという思いもありますので、変えまして、「つむぎ（紬）」10番と21番の「くるる」です。

浅沼会長 ありがとうございます。続きまして、境委員お願いします。

境委員 私は、この「TONONI（ともに）」とというのは、どちらがいいかよく分からないのですが、平仮名はつけない方がいいかなと思って、15番の方です。

それと、25番の「結（ゆう）」は、これ「結（ゆう）」って言うより「ゆい」と言った方がいいのではないかと思ったのですが、その2つです。

浅沼会長 ありがとうございます。続きまして、迫田委員お願いします。

迫田委員 私は1と15、どちらでもいいのですが、「TOMONI（ともに）」というのと、「くくる」がいいかなと思ったのですが、それでも、「TOMONI」だと何か法人の名前があるというのもあって、選んだ名前によって、その何か特定の法人の宣伝のようになってしまうことがあるかもしれないという懸念をちょっと感じたりしました。でも、1か15、どちらもいい愛称だと思います。

浅沼会長 一応、1番と15番を区別して集計をさせていただきたいのですが、それでも。

迫田委員 では、1番

浅沼会長 ありがとうございます。続きまして、山崎委員お願いします。

山崎委員 私は7番と13番なのですが、理由としては「つむぎ」とか「ともに」とかは、すごくいい言葉で採用したくなるのは、すごく、私も気持ちとしては賛同するのですが、県内他市の事例で、そういう「よりそい」とか「いっしょ」とかがありますが、結局、私、結構思うのが、どこの機関か分からないな、となってしまうことなのです。「つむぎ」は、すごくいい言葉だと思うのですが、それで、小田原の成年後見支援センターということが分かるかということ、どうなのだろうということで、そういう意味で、一見して「小田原のあのセンターだ」と分かるような名前がいいのではないかと私は考えていて、そうすると「うめ」というのが付いているものがないのかなと私は考えました。以上です。

浅沼会長 ありがとうございます。では、若松委員お願いします。

若松委員 私が選びましたのは5番と24番

浅沼会長 ありがとうございます。古澤委員お願いします。

古澤委員

私は「よりそい」。やっぱりいいなと思うのです。平塚市に対抗して。
「よりそい」と、あとは「こうけんおだわら」17番がいいかなと思いました。以上です。

浅沼会長

ありがとうございます。では、最後に私になりますけれども、1番「TOMONI (ともに)」と6番「むすび」を推薦したいなと思っております。
これで皆様の推薦が全部出揃いましたけれども、ちょっと集計を確認しますので、少々お時間をください。

古澤委員

そうですね。最高でも2票。1番の「TOMONI (ともに)」と10番の「つむぎ」、これが2票ですね。

浅沼会長

改めまして、票がばらけまして、最大でも2票で、1番の「TOMONI (ともに)」と10番の「つむぎ (紬)」ということになります。
3作品程度を選ぶという予定でしたけれども、それすらもできないというところで。
ご発言いただく中で、趣旨のようなものを説明いただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、この場で今の状況を踏まえてご意見があるようでしたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

浅沼会長

境委員どうぞ。

境委員

先ほど山崎先生も言われたのですが、言葉はすごくいいのですが、私も、この言葉を選んでしまうと「小田原」とか「後見」というのが、直接的に分からないものが多いな、というところを心配していたのですね。
例えば、1番の「TOMONI (ともに)」だったら、「ともに後見」だとか、「ともに小田原」と入れた方が、社協さんはやりやすいのではないだろうかと思います。どれを選ぶにしても、「後見」とか「小田原」といった言葉をつなげた方が分かりやすいのではないかと思うのです。
例えば、他の市の愛称も、これでは分からないのですね。特に秦野なんかは、「キャッシュ」というのですよ。何なんだこれは、という意見です。それで、先ほど言ったのは、何かアレンジをした方がいいのではないかという質問だったのです。

浅沼会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

浅沼会長

山崎委員お願いします。

山崎委員

今の境委員の話で、後見というものが分かるか、分からないかというのが大事ではないかというご意見であったと思うのですが、これは私の個人的な意見なのですけれども、後見と付けるとか、分かる必要まではないのかなと。どちらかという、高齢者の方とか障がいの方が聞いて、何か相談したいなと思えるような、柔らかい雰囲気のものであればいいのではないかと考えています。

ただ、やはり私は、どうしても小田原の施設だということは、何らかの形で入れた方が、その聞いた人が小田原のものなのだとすぐ分かるような形でやった方が、相談などにつながるのではないかと考えていまして、意見として述べさせていただきます。

浅沼会長

ありがとうございます。社協さんいかがですか。この時点で先ほど以上の意見はないですか。

社会福祉協議会
(秋山)

お任せします。

浅沼会長

では、もう少し意見を伺いまして

古澤委員

では、いいですか。

「TOMONI (ともに)」か「つむぎ (紬)」かなって話ですが、「TOMONI (ともに)」に仮にしたとしたら、ローマ字はどうかと、お年寄りの方は、ちょっと新しい感覚があるかなとは思いますが、逆にこれを漢字だけにするのか、平仮名でもいいのかなと思うのですが、その方がいいかなと思いました。「ともにおだわら」でいいのではないかなという感じ、分かりやすいかなという感じがします。以上です。

浅沼会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

整理をしますけれども、古澤委員から話があったアルファベット表記の「TOMONI」を平仮名に変えてしまう程度の修正はいかがでしょうか。

事務局
(渡辺副課長)

一応、No.1はローマ字と仮名の併記になっていますので、「ともに」の仮名の方だけにしても大丈夫かと思いますが、先ほど迫田委員がおっしゃったように、他の法人で平仮名があるよというようなお話もありました。そこで、1番の愛称とする時には、「TOMONI」とローマ字を使うのですね

ど、デフォルトとしても必ず振り仮名、平仮名は必ず振るという使い方かなというふうに事務局としては考えております。以上でございます。

押田委員 そうすると、今の話で気になったのは、そういう名称の法人があったということなのですが、その法人というのは社会福祉のような仕事をしている法人ですか。

事務局
(渡辺副課長) 私の方でちょっと調べたところ、市内ではそういったところが出てこなかったのですが、市内で社会福祉サービスなどをやっているところではないというふうに承知しております。

押田委員 そしたら、私も最初は1番が一番いいかなと思っていたのですが、そういうことが書いてあったので、ちょっとそこは丸を入れることができなかったのです。そういうことであれば、市内にそのようなかち合う法人がなければ、「TOMONI (ともに)」でよろしいのかなと思います。

浅沼会長 私もその指摘をどこかで見かけた気がしたのですが、どちらに記載がありましたか。

(15番ですね。)

浅沼会長 なるほど。ありがとうございます。

若松委員 質問をよろしいでしょうか。

浅沼会長 はい。若松委員お願いします。

若松委員 改めて、1番の「TOMONI (ともに)」。アルファベットの括弧がついて「TOMONI (ともに)」というのは、「TOMONI」というそのアルファベットのフリガナとして「TOMONI」なのか、それとも続きで括弧「ともに」なのか。

浅沼会長 表記する時は、続きで括弧「ともに」になるのだと思います。上に振られるとかではないので。

浅沼会長 では、いろいろな意見を伺い、票がばらけているところもありますので、

よろしければ、改めて皆さんから2作品ずつ伺いまして、その結果を集計していきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なし〕

浅沼会長 それでは、その方向でやらさせていただきます。では、順番に押田委員からお願いします。

押田委員 はい。最初、そういうその法人の問題があったと聞いて、この1番のところ以外を選んでいましたが、小田原市内ではないということであれば、私はこの「TOMONI（ともに）」がよろしいかと思います。

 ただ、1つだけ、このローマ字の表記はどうなのかなと。私は平仮名で「ともに」でもいいのかなどは思っているのですが。私は1番と先ほど言いました「つむぎ（紬）」の2つを選びたいと思います。

浅沼会長 ありがとうございます。1番につきまして、平仮名表記でもいいのではないかという付帯の意見があることも踏まえて承りたいと思います。

 続きまして、勝又委員お願いします。

勝又委員 市内の施設が「ハルネ」とか「ミナカ」とか「ウメコ」などが3文字だったので、3文字の方が名乗りやすいのかなということで、先ほどは「つむぎ（紬）」と「くるる」を推薦しましたが、「ともに」というのが1番と15番で、たまたま2つ応募があったことを尊重して、私も今回は「TOMONI（ともに）」に1票と「つむぎ（紬）」に1票でお願いします。1番と10番。

浅沼会長 1番と10番。ありがとうございます。境委員お願いします。

境委員 私も1番で、押田委員と同じ意見で、「ともに」の平仮名で。こだわるようですけども、「ともにおだわら」と入れた方がいいのではないかというふうな意見です。

浅沼会長 では、その点も踏まえて承ります。続きまして、それでは迫田委員お願いします。

迫田委員 私も1番の「TOMONI（ともに）」か、やはり小田原らしさというか、小田原ということがわかる施設名もいいなと思ひまして、先ほどと選んだのと

は違う「うめまある」もいいかなと、ちょっと考えを変えました。

浅沼会長

ありがとうございます。山崎委員お願いします。

山崎委員

迫田委員ありがとうございます。ちょっと空気読めなくて申し訳ないのですが、私、やはり「うめまある」や「うめポート」にこだわるわけではないのですが、小田原だと「ウメコ」とか「マロニエ」って言うと、それだけ聞いたらあそこだってなるではないですか。それで、造語がいいと思うのですね、今まである言葉より。別に「うめまある」にこだわるわけではないのですけども、ここで造語として、固有名詞として新しく言葉を作って、それを浸透させていく方が、私はいいのではないかと考えています。なので、こだわりが強くてすいません。7番や13番がいいのではないかなと思っています。

浅沼会長

ありがとうございます。若松委員、迷っていらっしゃるようですけど。

若松委員

おそらく将来10年ではなくて、20年、30年、この名前が残っていく、まさに我が子に名前をつけるような状況なのだと思うのです。それで、機関の名前というのは、ネット検索される可能性が高いので、既に法人の名前になっているところや施設の名前になっているものについては除外した方が、一発で検索、おだわら後見センターにたどり着くのだろうなと思って、「だいじょうぶ」にします。なんというか、まるごと相談と大丈夫で、社協に行けば、飛び込めばオールOKみたいなことになるといいなと思って「だいじょうぶ」がいいなと思いました。

小田原らしさっていうことも大事だなと思っていて、もう1つはどうしたらいいか、今考えがまとまらないのです。2つ投票しないといけないのですか。

浅沼会長

あえて1票でも結構です。

若松委員

確信が持てたのは5番なので、5番だけにします。1票棄権します。

浅沼会長

ありがとうございます。古澤委員いかがでしょうか。

古澤委員

はい。私は「TOMONI（ともに）」だったら、やっぱり小田原が付けば1番いいかなとは、単純にわかりやすいかなと思いました。あと「うめまある」

もいいですね。この2本です。

押田委員

ちょっとよろしいですか。「うめまある」だと、うめまる広場という言葉がありますけど、あれと被るのではないかなと思うのです。地下街のうめまる。

山崎委員

私もそれほど「うめまある」にこだわっているわけではないので、要するに造語の方がいいのではないかなと思うのですね、今ある言葉よりも。結局、今ある言葉、募集をして、後見センターの愛称を決めようということをやっているから、この今ある言葉について思いを盛り込んでいますけれど、要するに一般市民とか全然見たことない人がそれを見た時に、果たしてそのフィルターなしにそう思うかということ、やっぱり難しいと思うのですよね。それで、先ほどそのネット検索の話もありましたけれど、「だいじょうぶ」と検索しても、「だいじょうぶ」だと、おそらく成年後見センターと出てこないと思います。

だから、やはり固有名詞として、これから作るものは名札とか名刺みたいな話ですから、今ある言葉ではなくて造語を作った方がいいのではないかなというのが、私の意見です。

浅沼会長

ありがとうございます。それでは、最後私になります。改めまして1番の「TOMONI (ともに)」と7番の「うめまある」に推薦を変えたいと思います。皆さんの意見に振られているところもあるかもしれませんが、山崎委員がおっしゃる話ももっともかなと思いつつ、1番の票数もやはり多いといったところで、これから少し皆さんにさらに議論をしていただいて決めていただくに当たって、その2つの論点というか、方向性があるのではないかなと思いましたので、私としては、1番と7番ということで推薦をさせていただきます、集計をさせていただきます。

浅沼会長

それでは、得票の結果ですが、1番「TOMONI (ともに)」で6票、7番「うめまある」で4票ということでした。他は1票ずつという結論になっておりますので、当初、3つぐらい選択肢を絞ってから議論しようということでしたけれども、この段階で皆さんから意見をいただいているところもありますので、この2つ、1番「TOMONI (ともに)」又は7番「うめまある」のどちらかにする方向でこの先の議論を進めていきたいと思えます。

6票と4票ですけれども、他に票を投じた方もいらっしゃるのですが、最終的には多数決になるかもしれませんが、この段階でご意見をいただければ

と思いますが、いかがでしょうか。

浅沼会長 確認になります。1番「TOMONI（ともに）」については、平仮名表記だけにしようというご意見がありますが、その程度の修正は許容されると思ってよろしいでしょうか。

事務局 結構です。

浅沼会長 OKということです。私としても、権利擁護とか後見センターといったところをイメージしやすい名称がいいのかなと当初思っていたのですが、おそらく、当面、社協さんが名乗られる時は、おだわら後見支援センター何々と名乗るのだと思いますので、その点で言うと、「TOMONI（ともに）」であっても「うめまある」であっても、一人歩きをすることは当面ないのかなと思っていたりします。ですから、定着する時が来れば、この用語が後見センターだというふうにイメージしていただけるといいのかなと思います。皆さんいかがでしょうか。

若松委員お願いします。

若松委員 市社協のキャラクターの名前はなんとおっしゃいましたか。

社会福祉協議会
(秋山) 夢・咲き福ちゃん。夢、ドリームを咲かせる、福ちゃんということで、「夢・咲き福ちゃん」です。

若松委員 梅干しがこう、ありましたよね。

社会福祉協議会
(秋山) 梅の花を擬人化したもの。モチーフが梅なのです。

若松委員 あれはなんとおっしゃいましたか。あれは「梅丸くん」でしたか。

発言者不明 市のものだと「梅丸くん」があります。

浅沼会長 最終的には皆さんどちらかに、一票を投じていただくことになります。決断できますか。

境委員 後ろに「小田原」をつけるのは却下ですか。

山崎委員 一応、今「TOMONI (ともに)」でアルファベット表記検索してみたら、「株式会社 TOMONI」っていうアルファベット表記のものがああります。

浅沼会長 なるほど、その事業所というのは。

山崎委員 個別指導の教育運営企業と書いてあります。それと、厚木にも何かあるようです。JA厚木のアンテナショップの中に、ローマ字の小文字、Tだけ大文字で残りは小文字で「Tomoni」という施設があるようです。

浅沼会長 参考のご意見ありがとうございます。

社会福祉協議会
(秋山) 委員長、使用する立場として、一言よろしいでしょうか。
梅をモチーフにするのはOKかなとは思うのですが、ただ、この「うめまある」という名称なのですが、宝安寺の「茶のまある」と多少被りがあるのかなと思います。電話対応で言った時の聞き間違いとか。梅と茶ではちょっと違いますが、最後の下の「まある」の部分で少し紛らわしいところがあるので、懸念するところです。

浅沼会長 ありがとうございます。

古澤委員 「TOMONI (ともに)」だとしたら、小田原をつけてもいいのですか。そこは変えない方がいいですか、「TOMONI (ともに)」だけの方がいいですか。

事務局
(渡辺副課長) 支援センターに電話が入った時の雰囲気、秋山さんにこの2パターンで言っていて、その響きを聞いて、更にそこに小田原を付けたらどうなるのか試してみたいかがでしょう。

社会福祉協議会
(秋山) 正式名称でいきますか。
「おだわら成年後見支援センターTOMONI」
もう1つ、仮に「ともに」の次に小田原がついた場合、最初の小田原を取って言ってしまったらどうでしょうか。
「成年後見支援センターTOMONI 小田原」です。

事務局
(渡辺副課長) 「うめまある」もいいですか。

社会福祉協議会 「はい、おだわら成年後見支援センターうめまある」です。

(秋山)

発言者不明 「うめまある」も悪くはないですね。聞いてみると。柔らかい感じがして。

発言者不明 柔らかい感じがいいなと思うのですよね。

発言者不明 全部一回言ってもらってもいいですか。やっぱり響きって大事だと思うのですよ。

浅沼会長 すいません。時間の都合で1番と7番に絞らせていただいた経緯がありますので。

この作品の決め方として、「TOMONI 小田原」と付けてしまうことは、原案とだいぶ変わってしまうことになるので、それはちょっと控えていただきたいというご説明もあったところなので、難しいところですね。どこかで線引きをしないとイケませんので、そこはご容赦いただきたいと思います。

1番と7番、他に意見がないようでしたら、時間の限りもありますので、決を採らせていただきたいと思います。

それでは、1番「TOMONI (ともに)」がよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。5票。7番「うめまある」がいいと思われる方、挙手をお願いいたします。同数にならなくてよかったです。

それでは、当審議会としては、1番「TOMONI (ともに)」が、おだわら成年後見支援センターの愛称に最もふさわしいと決定したいと思います。

平仮名表記にしてしまうかどうかというご意見もありました。括弧書きのところもあるので、その程度の修正は許容されるかなといったところでは。

原案のとおり、アルファベット表記を残したままにするか、平仮名に一歩化してしまうかといったところ、いかがですか。

浅沼会長 山崎委員、お願いします。

山崎委員 私は、もし「TOMONI」ということであれば、アルファベット表記で原案とおりの方がいいのではないかと考えています。それは常々言っているように固有名詞なので、平仮名だけよりは固有名詞的な感じになるからいいのではないかと、要するに文章を書くときも表記としてはいいのではないかと考えています。

浅沼会長 ありがとうございます。古澤委員。

古澤委員 私は「TOMONI」は平仮名がいいのではないかと、今いろいろと皆さんの話を聞いていて、ローマ字が入って括弧（ともに）と入れれば分かるかなと思います。それから、ローマ字を入れることで、若い障がい者の方も受け入れやすいという面もあるかもしれませんので、そういう面では、このままの表記でいいかなと思います。以上です。

浅沼会長 このままでいいのではないかというご意見が2つありました。山崎委員が先ほど調べていただいた「TOMONI」の検索結果というのは、表記としてはどんな感じだったのですか。

山崎委員 「株式会社 T、o、m、o、n、i」です。
だから、それよりも上位に来るように頑張らなくてはいけません。

押田委員 先ほどのように、電話では、ローマ字であろうと平仮名であろうと変わらないわけですよ。ですから、この表記するとき、ちょっと文字数が多くなって、大変かなとは思いますが、このローマ字と括弧で平仮名という形でよろしいと思います。

浅沼会長 ありがとうございます。では、平仮名表記をしたいという方。

境委員 はい。こだわって申し訳ないのですが、秦野市は、カタカナで「キャッシュ」と書いてあるのですよ。これ何なんだって、いつも思うので。それと、高齢者の方が、どこかのいろんなマスコミとか、いろんなところにアルファベットで書いてあると、なんとなく取っつきにくいのではないかなと思って。高齢者の方は単純に「ともに」と言った方が非常に分かりやすいのではないかと。あくまで意見ですけれども。

浅沼会長 ありがとうございます。平仮名を推したいというご意見ですかね。

境委員 はい。

古澤委員 秦野は、「きゃっち。」ではないですか。

若松委員 秦野は、生活困窮者の自立支援機関の名称が「きゃっち。」になって、相

談を受けるところはみんな「きゃっち。」なので。細かい事情は確認してないのですが、先行してできた相談の窓口が「きゃっち。」、いろんな相談キャッチするの「きゃっち。」だと思います。

境委員

「きゃっち。」が何なのか、やっと分かりました。

浅沼会長

境委員の方からも平仮名表記を推す意見もありましたけれども、一方で原案のままというご意見も多くあるかと思います。どうでしょうか。これも決を採る形で決めさせてもらっていいですか。

若松委員

1つ教えてください。

募集要項に一旦応募されたものは、市役所のものというか、小田原市に属するものとなって、その後、名前を改変する権利というのは小田原市の後見センターにある。

先々のことばかり考えてしまっているのですが、現状、昭和1桁、昭和10年代の方々に、このローマ字表記の「TOMONI」っていうのを出すと、「おっと」っていう距離感が生まれる可能性はあるのですが、昭和20年代以降の方々にとって、ローマ字っていうのは、そんなにハードルは高くないし、別になんともないかなというふうに思っています。

ですから、そこはあまりこだわらなくてもよいと思うのですが、名前が長いことによって出てくる支障を先々変えられるような柔軟性をここで確認できたらなと思いますが、いかがでしょうか。

浅沼会長

事務局にお尋ねしたいと思いますが、確かに将来、長きにわたって使っていく中で、少し改めたいといったところも出るかもしれませんが、その点については、市民の方から募集をした関係、要項上、許されるものとして理解してよろしいのでしょうか。

事務局

(渡辺副課長)

今後、20年、30年先、10年先かも分からないですけども、どこかのタイミングで何かしら、もしかしたら中核機関というものの役割が、国のいろいろな法改正等の流れの中で変わっていくこともあろうかと思っています。また、社協さんに委託という形で中核機関をやっているわけなのですが、その方法も、もしかしたら変わるかもしれないといったところもあります。「TOMONI」とここで決めたら、今後、未来永劫ずっと使っていくのか、そこは市が、どういう愛称にするかというのを最終的に決めますので、ある一定のところまで、この愛称はふさわしくなくなってきた

ので別の愛称にしましょうという議論はあり得ることで、例えば、この審議会でお決めいただいて変えるとか、そういったことは、柔軟に対応できると思っております。

浅沼会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。
山崎委員お願いします。

山崎委員

今の話に補足させていただきます。おそらくこれは著作者人格権の話の問題になるので。一応、要項に訂正は了承してくださいと書いてあるのですが、たぶん、これは法的にはグレーで、著作者が「これは私の作品です。」と出したものについて、勝手に変更していいというのは、本当は駄目なはずなのですね。

ですから、もし時代に即して名前を変更するという話であれば、今、お話があったように、また公募で決め直すとか、あるいは公募ではなくて、別の議論で決め直すといった形で、この前のタイトルは役目を終えたといった形にした方がいいのではないかと思います。

浅沼会長

ありがとうございます。ご意見として承りたいと思います。

以上の皆さんからのご意見を踏まえまして、「TOMONI（ともに）」を原案のままとするか、平仮名表記のみとして変更を加えるかといった点で皆さんの決を採りたいと思います。原案のままか、平仮名表記のみにするか、2つですね。

まず、原案のまま、アルファベット表記も残したままの方がいいのではないと言われる方は挙手をお願いします。6票。平仮名表記のみにした方がよろしいのではないと言われる方、挙手をお願いします。2票です。ありがとうございました。

皆さんから貴重なご意見をいただいて、市民の皆さんから25件もの案をいただいた中で、その中から、どれか1つに決めないといけなかったというところで、ちょっと苦しかったところもありますけれど、審議会の決定としては、愛称は1番を原案のまま決定したいと思います。事務局の方はよろしいでしょうか。

事務局

結構です。

浅沼会長

それでは、今の愛称を使用することについて、市役所の方で内部的な事務を進めていただいてよろしいですか。

境委員 ちよつと確認ですが、1番は括弧を付けるのですか。

浅沼会長 括弧を付けます。

事務局 (渡辺副課長) 先ほどご説明させていただきましたとおり、内部で決裁等を取りまして、5月の「広報おだわら」に愛称が決まりましたということ公表し、ホームページも使いながら広く周知をしてまいりたいと思います。

浅沼会長 皆様、ありがとうございました。では、議事を進めてまいりたいと思います。協議事項はこれで終了となります。

次に、報告事項のア「審判請求費用及び成年後見人等の報酬費用の助成範囲の拡充について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

高齢介護課 (大見謝係長) 高齢介護課の大見謝でございます。それでは、資料4に基づきましてご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

冒頭、部長の挨拶にもございましたとおり、昨年3月のこの審議会におきまして、成年後見制度の利用の拡充、今まで市長申立ての事案に限っていたものを、それ以外の方にも広めた方がよろしいのではないかというご意見をいただきまして、本年度、議論を重ねてまいりまして、令和6年度から拡充の部分の予算が認められたということで、その概要についてご報告をさせていただきます。

まず、資料4の「目的」は今申し上げたとおりで、審判請求費用は申立てた時の費用、それから報酬費用、それぞれにつきまして、審判請求費用については申立てをした方、報酬については被後見人等に対して助成をしていくという形で、それぞれ生活保護者以外にも、例えば、後ほど申し上げますけれども、非課税の方などの低所得の方に助成をしていくような形で、大きな方向性を決めたところでございます。

項目の2点目にあります「助成の内容」につきましては、こちらに書いたとおりでございますが、審判請求費用については、収入印紙であるとか、切手であるとか、必要に応じて鑑定費用などを助成するということ。それから、報酬費用については、在宅の方が28,000円、施設の方が18,000円を上限に、それぞれ月額助成するということ、この内容自体については、現状の金額と変わりはありません。対象者を低所得の方に拡充するということ、内容自体については現状のとおりという形で進めてまいりたい

と存じます。

この下の※印で書いてある施設等の例については、実際にどのようなものを「施設」として扱うか、18,000 円の対象とするかというものについて挙げ、具体的に例示という形で、規定の中に盛り込んでいくような形で、書いております。運用自体はそれほど変わるものではないのですけれども、明示するため、ここに掲げさせていただいております。

それから、大きな3番目といたしまして、「対象となる被後見人」というところがございますが、基本的には小田原市に住民登録がある被後見人、それから、市外の施設に入っているような方で、市外の施設に入っているけれども、小田原市が支援を、援護を行っている方を対象に行ってまいります。※印に書いてありますけれども、逆に、小田原市に住民登録があっても、小田原市内の施設に入っている方でも、小田原市以外の市町村が援護を行っている場合については、市では対象としないというところを明確化するような形で切り分けていきたいというふうに考えております。

裏面に入りまして4番目「助成の申請」、どなたのお名前で申請していただくかというところになりますけれども、まず、審判請求費用につきましては、あくまで申立てを行った方に申請をいただくというところ。

それから、右側の報酬については、現状もそうですけれども、あくまで被後見人に対して助成をしていくということになります。申立てをした方、それから、被後見人について、それぞれ収入要件を下側の(1)から(4)までに掲げておりますが、大きく加えたところとしては、(3)のところになります。現状でも、おおむね預貯金が100万円というところで線引きをさせていただいておりますけれども、それを規定の中で明確化させていただくということと、(3)のAとイの部分が、新しく加わった要素でして、特に、申立てした方については、ある程度、収入のところ線引きをさせていただきたいというところで、住民税が非課税の方、若しくは前年の収入が150万以下というところで、いずれかの要件に当てはまる方を助成の対象にしたいというふうに考えております。

最後に5番目になりますけれども、それぞれ、申請の手続きにつきましては、審判が確定した日から1年以内に申請をしていただくという形でお願ひしたいと考えております。この後の「添付していただく資料」については、それぞれ用意していただく形になります。

また、今回、助成を拡大したことに伴って、要綱の改正を予定しておりますので、それぞれ申請書の様式が改定になります。そこは決まりましたら、それぞれの団体の方にご案内をさせていただきますが、4月以降、様式が変わることにご留意いただければというふうに考えております。

最後、その適用関係になりますけれども、令和6年4月から実施していくことになるわけですが、審判請求費用については4月1日以降に申立てた事件について対応させていただきます。それから、報酬の方につきましては、報酬付与の審判が確定したのが4月1日以降のもので、実際には後見活動業務が前年度のものであっても、審判が4月以降に確定していれば、それを助成するというような形で、それぞれ適用関係を切り分けて対応してまいりますので、ご理解いただければというふうに考えております。

周知につきましては、「広報おだわら」であるとか、ホームページなど、それから関係団体の方にもご案内させていただくほか、士業の先生方にも、団体を通じてご案内をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承ください。説明は、以上でございます。

浅沼会長 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただいた件について、皆様からご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

浅沼会長 境委員をお願いします。

境委員 誠にありがとうございます。私も無報酬でやっているものがたくさんあるものですから、非常に助かります。でも、これからのものでないと駄目なのですね。ちょっと残念ですが、できれば、今までの、前のものでもいいのと、どこかで決めていただくと、もっと嬉しいなというふうに考えております。あまり無理は言うつもりはありません。ありがとうございました。

浅沼会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。押田委員をお願いします。

押田委員 表の申立人と報酬費用が一緒になっているようで分かりにくいので、教えてください。これを見ると、左側の審判請求費用というのが、この申立人のことを言っているのでしょうか。

浅沼会長 2ページ目の上の段のことですか。

押田委員 そうです。申立人の場合は、その申立人の報酬、何というか、口座に振り込みとか、そういう形になるのですか。具体的には、この審判請求費用と報酬費用の支払方法について、教えていただきたいと思っております。

高齢介護課
(大見謝係長) 審判請求費用については、申立人の口座にお支払いいたします。それで、報酬費用については、被後見人の口座に基本的にお支払いする。被後見人の口座を管理していれば、実際は後見人のお名前になるかと思うのですが、あくまで被後見人に対してお支払いをするというところで、それぞれお支払い先が変わるという形でございます。

押田委員 承知しました。ありがとうございました。

浅沼会長 他にいかがでしょうか。古澤委員お願いします。

古澤委員 確認ですけれど、報酬の審判が下りて、4月1日以降の審判日に限ってという話ですね。それで説明はついていると思うのですが、以前は本人の財産から報酬を支払っていたとして、例えば、令和6年4月以降に財産が尽きてしまった方がいらした場合は対象になりますか。

要するに、前は本人様の財産からいただいていたのですが、4月以降、本人様の預金が100万円以下で収入が年間150万円に届かないという方も対象になりますか。

高齢介護課
(大見謝係長) そのような場合、報酬付与の審判は翌年になると思いますので、令和7年に助成の対象になります。

古澤委員 そうですね。4月1日以降に審判が出てという考え方でいいのですけれど。単純に言うと、前は本人からいただいていたのですが、令和6年4月以降は、本人のお金がないから、そういう方は小田原市に相談してもいいですかということですか。

高齢介護課
(大見謝係長) 審判の有無ではなく、実際のご本人さんの資産の状況に応じてということになりますので、個別に相談してもらいたい形になるかと思います。

古澤委員 わかりました。ありがとうございます。

境委員 もう一度確認させていただいていいですか。

浅沼会長 どうぞ。

た形で製本をしましたというご報告になります。

本件について、ご意見、ご質問がある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

浅沼会長 押田委員、お願いします。

押田委員 改訂版ということですが、どこが改訂されたのか分からないですが。

浅沼会長 今の質問は、中身を見た時に、前回のものと今回のものとが、どこが変わったかといったところが明確になっているのかどうか、という質問の理解でよろしいでしょうか。

押田委員 そうです。

福祉政策課長
(石井) それにつきましては、前回の審議会で、修正部分に赤字、下線を引いたものをお配りしておりまして、本日お配りしたものが、最終的な改訂版になります。

浅沼会長 他にいかがでしょうか。それでは、ご意見、ご質問も他にないようですので、以上で報告事項のイ「おだわら成年後見制度利用促進指針（改訂版）について」を終わります。

次に、報告事項のウ「おだわら成年後見支援センターの運営状況等について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いします。

社会福祉協議会
(秋山) それでは、社会福祉協議会の秋山から説明させていただきます。

資料は、資料6「おだわら成年後見支援センターの運営状況等」というタイトルのものをご覧いただきたいと思います。令和5年度の運営状況等についてのご報告でございます。

まず、(1)として、普及啓発関係の取組ですが、ホームページにつきましては、大幅な更新作業中でして、4月上旬公開に向けて作業を実施しているところでございます。中核機関の業務の1つの要素であります相談について、その内容及び対応についてある程度体系化されつつありますので、現在公開しているページは、ホーム画面の1画面のみなのですが、それに相談の広場というページを新設しようと考えております。

相談の広場の内容なのですが、センターに多く寄せられる相談と対応状況という項目で、このような内容の相談には、このような対応をし

ています、というものを5事例ほど紹介するとともに、相談申し込みの専用フォームも設置します。それとともに、相談を受け付けた際にご紹介しております、士業関係の相談窓口ですとか、関係機関一覧という項目で、相談窓口等の紹介の一覧も掲載します。

さらに、これは厚生労働省のホームページにも直リンクが貼ってあるのですけれども、私どものセンターのホームページでも、最高裁判所の「ご存知ですか。後見人の事務」という成年後見の手続き説明についての動画がありますので、そこへの直リンクを貼ろうかということで、これは家裁の方も確認済みでございます。

そのようなことで、資料6と合わせて運営状況を報告させていただいておりますけれども、こうした形で5年度の運営状況をPDFで公開することも考えております。ホームページは、こうした内容で4月上旬の公開に向けて大幅な更新作業をしております。

それから、資料には書いていないのですけれども、後ほど連携の部分で出てくるのですけれども、中核としてチラシを年2回発行しました。これは、各行事に際してのチラシなのですけれども、まず11月に本日ご出席の多くの皆さんにもご協力、ご参加いただきました講演会と相談会、その案内のチラシということで9月に発行しました。その次に、親族後見人等を対象とした交流サロン、これを計画しまして、その案内ということで、11月にこのチラシを発行しました。

配布先は、地域団体ですとか、専門機関、小田原家裁、金融機関、市内の総合病院、いろいろな施設、行政窓口等に配架依頼をしたところがございます。親族後見人さん等への対応としましては、特に家庭裁判所の方にお願ひしまして、親族後見人から後見事務報告を受ける際などのタイミングで、このチラシをお配りいただいたところがございます。

1ページ目に書いてあります講演会等につきましては、各種団体ですとか、まちづくり委員会、こうした所に出向いて、制度や日常生活実施支援事業の紹介などもさせていただいております。

メインは、11月24日に開催いたしました成年後見制度講演会と相談会でございます。先ほど申し上げましたが、多くの皆様にご協力、ご参加いただき、特に小田原市の地域包括支援センターの社会福祉士部会、そしてコスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部小田原西地区、この2団体と共催する形で開催させていただきました。

講演会は、川端先生の分かりやすいお話と、相談会も7件に対して5士業の先生方が対応していただきました。5士業とは、欄外に書かせていただきましたけれども、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士

の先生方ということでございます。

参加者は110名なのですけれども、その内訳で最も多いのは、約4割を占めますのが一般市民の方、28人が参加されました。その次に多かったのが地域包括支援センターの職員の皆さん。以下、福祉関係者、社協が行っている日常生活自立支援事業に携わる生活支援員、市民後見人の養成講座の受講者の皆さん、さらには5士業専門職の皆様方というようなことで、多い順に今申し上げましたけれども、このような方々にご参加をいただきました。

相談会は7件の申込みがありました。相談内容の内訳を口頭で申し上げますと、1番多かったのが、申立てに関するものが4件、次に制度全般に関する問い合わせが3件、その次が相続や税金に関するものが2件、最後に、任意後見に関するものが1件ということでございます。相談内容的には7件以上行っていますけれども、1人の方が複数の相談などをされておりますので、内容的にはそのようなことになっております。また、相談内容のうち、その他が3件ありまして、遺言書のことについてというのが1つ、知的障がいのあるお子さんについての相談が1件、補助員との関係性に不安を持つ親族の方からのご相談というようなことで、相談申込は7件なのですけれども、多岐にわたる相談内容に対応していただきました。

2ページ目になります。人材育成関係としては、市民後見人養成事業を行っています。この市民後見人の養成課程につきましては、上に表でまとめさせていただきましたけれども、基礎研修1から実務実習までを経て、小田原市の方に名簿登録されるという流れになるわけですけれども、今年度の状況を申し上げますと、第1期生、令和4年1月から受講がスタートした第1期生が全ての課程が終わりまして、昨年11月に市民後見人候補者名簿登録ということで、5名すべてが、候補者名簿に登録されました。小田原市としては第1号の方々になります。第2期生は、令和5年1月からスタートした4名の方が、9月から実務実習を行っておりますけれども、社協だけではなく、行政書士の先生方にもご協力いただきまして行っていることでございます。また、実習や研修ばかりでなく、1期生と2期生合わせて9人という人数になってきましたので、特に1期生は名簿登録も終了し、フォローアップも必要ということで、11月24日の相談会につきましては、フォローアップ研修の位置付けにもさせていただいて、それぞれご案内をさせていただき、7名が参加しました。また、2月13日、元々は親族後見人等の交流サロンを2月13日に計画していたのですが、当事者である親族後見人さん等からの申し込みが一切ありませんでした。そこで、市民後見人の養成研修を受けている方に対しましても、こ

ういう交流サロンがあるから、もしよかったら参加してくださいということで事前に案内していたところ、全員が参加するということでしたので、1期生と2期生の交流会に変更ということで、中野センター長による講話と情報交換を行ったところでございます。

次に、3ページ目でございますけれども、相談支援関係でございます。数事的なことは、こちらに書いてあるとおりでございます。傾向といたしましては、法定後見、任意後見の仕組みに関する問い合わせ、あるいは利用に当たっての諸手続きに関する相談などが多くございまして、こうしたご相談に対しては、制度概要の説明を初め、疑問点等については可能な限り受け止めてお答えをしております。それと合わせて、必要に応じて専門的な相談対応をする士業団体窓口のご紹介もさせていただいております。また、法律的な諸問題を抱えているような場合は、センター長による対応もさせていただいております。それから、申立てに関するご相談も非常に多くなってきたのですが、実際の書類の作成など、申立ての代理業務はしておりませんが、不明な部分の具体的な記載例とか書類作成のアドバイスは必要に応じて対応させていただくようになりました。

以前、この審議会でご相談の件数をご報告した際に、押田委員さんから継続して相談される方はありますかというようなご質問があったかなと思いますが、この申立書の作成の相談の受付の部分で、継続して相談されている方が若干いらっしゃいます。その都度、不明な点があると、ここの部分こんなふうに書いたけれども大丈夫かとか、どういうふうに書いたらいいのですか、というような継続の相談もきております。

資料をめくっていただきまして、4ページ目でございます。後方支援関係といたしましては、主に地域包括支援センターからの相談対応ということで、法律적인見解が求められる件について、センター長が助言をして後方支援をさせていただいているところでございます。

(5)の地域連携ネットワーク関係でございますけれども、この表に書いてあるとおりでございます。今年度は従来の取組のほかに、新たに11月と1月に開催いたしました成年後見制度利用促進連絡会というのがありますけれども、これは来年度の事業方針にも出てきますけれども、地域連携ネットワーク会議のあり方について、ここに記載のメンバーで協議をしたというようなことがございます。本日ご出席の委員の皆様も多くの方が参加されているかと思います。

それと、連携という部分では、3月から家庭裁判所でお配りしている申立てセット、封筒に書類一式が入っている申立てセットを中核の方でも是非配ってもらえませんかということで、家庭裁判所の方から10部ほどいた

だいています。これまでは、中核の方に相談にいらした方につきましては、申立てセットは、本町の家庭裁判所に行ってもらってくださいと案内し、面倒を掛けていたのですけれども、こちらとしても、こういうことができたらなと思っていたところ、家庭裁判所の方から中核でも配ってくださいと言われましたので、3月からは、久野の方にご相談に来られた際には、申立てセットをお渡した上で、ある程度わからない部分もその時にご説明できるのかなというふうに考えております。

次に、5ページ目ですけれども、令和6年度の事業方針でございます。

(1) 普及啓発・相談は、従来どおりやって行きます。講演会は、来年度はもう少し講演会の部分を充実させていこうかなというような案もございます。相談支援関係では、以前から説明させていただいております申立て支援のハンドブックなのですけれども、国の方で成年後見制度の見直しが進められておりますので、それも見据えながら、作成については、改めて検討しようかなと思っています。せっかく作っても、数年後に制度がガラッと変わってしまう可能性もありますので、再検討したいと思っています。

3番の親族後見人等の支援関係なのですけれども、先ほど申しあげました交流サロンは、広報誌、チラシ、ホームページでの周知、また、家庭裁判所から対象者へのご案内などをさせていただいたのですけれども、結果的に当事者である親族後見人の参加申込みはありませんでした。ただし、他市では、実際に集まって実施している事例がありますので、効果的なアプローチがあるようだったら、他市の事例を参考にしながら、引き続き親族後見人等の交流サロンの開催にチャレンジしていきたいなというふうに思っています。

4番の市民後見人の関係につきましては、名簿登録されました第1期生につきましては、市長申立ての案件を念頭に、適当な事例があれば、積極的に活用する方向で調整できております。また、2期生の実務実習を継続して行うとともに、第1期の資質向上研修や、仮に後見人等に選任された場合のフォローアップもしてまいります。

そして、新しい要素として出てきました(5)地域連携ネットワークの地域連携ネットワーク会議でございますけれども、先ほどご報告させていただきました成年後見制度の促進連絡会、この結果を元に開催に向けて進めていきたいと思っております。

具体的には、成年後見制度を含む権利擁護支援における課題等の共有ですとか、意見交換を行う場として地域連携ネットワーク会議の開催ができたらなと思っています。構成メンバーは、4ページに記載の成年後見制

度利用促進連絡会の出席者のほか、医療機関のケースワーカーですとか、金融機関等のご参加も考えられるところでございます。

1回目の開催時期は、来年度の6月から7月頃を目途として、最初から完成された会議体ではなくて、構成メンバーの皆さんに、まずはお集まりいただきまして、ご意見を伺いながら、目指すべき会議体のイメージの共有化を図っていったらなというふうに思っております。地域連携ネットワーク会議について、まずは1歩動き出したいというような年にする予定でございます。

以上で、おだわら成年後見支援センターの令和5年度の運営状況と6年度の方向性についての説明を終わります。

浅沼会長

ありがとうございました。詳細なご説明をいただきました。本件についてご意見、ご質問があるようでしたら、皆様からお伺いしたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

山崎委員お願いいたします。

山崎委員

市民後見の1期生が動ける状態であるということなのですから、資料によると、その適切な事案について推薦したいみたいな話を書いてあったかと思うのですが。

社会福祉協議会
(秋山)

市長申立ての場合を考えています。

山崎委員

市長申し立てで。何か基準みたいなものは、内部で決まっているのですか。

社会福祉協議会
(秋山)

一応、市長申し立てで、紛争性がないようなもので身上保護がメインとなるような事案になるというふうに考えています。

山崎委員

要は、具体的に要件として基準を設けているわけではなくて、その都度その都度判断するみたいな、そういうイメージでいらっしゃるのですか。

事務局
(渡辺副課長)

市民後見人を後見人の候補者として推薦する際の基準というのは、今考えているところで、最終確定はしていないのですけれども、一応、個別の案件について、虐待案件でないか、同居の家族等も含めての支援が必要か、ご本人に自傷や他害などがないのか、親族間の紛争や対立、そういったと

ころがないか、ご本人の財産に大きな課題がないか、このようなところを
検討材料として、こうしたことがあるようならば、市民後見人を候補者に
推薦するのは、適切ではないという判断をしていこうというふうに考えて
いるところです。

それから、5名いる市民後見人の候補者の中のどなたを推薦するかとい
うところについては、地域性ですとか、個々の状況を考えながら選出して
いきたいというふうに考えています。以上です。

山崎委員

続けて質問よろしいですか。

浅沼会長

お願いします。

山崎委員

そうすると、その市民後見に適切か適切ではないかという判断は、その
市町村申立ての担当の職員さんが判断するというイメージでいらっしゃる
のですか。

事務局

(渡辺副課長)

はい、基本的には。高齢介護課と障がい福祉課で市長申し立ての事務を
行っておりまして、その中で利用調整の会議を行っております。今も、何
件かは市民後見人を推薦するのがいいのではないかという案件も出ており
ますので、会議の中で職員が検討して行って、場合によっては、成年後見
支援センターの中野センター長にもご意見を伺ったりしながら考えて行き
たいなというふうに思っているところです。

山崎委員

ありがとうございます。他市町村とかでよく聞くのが、前もお伝えした
と思うのですが、市民後見人を養成したけれど、活躍の場があまりないと。
話を聞くと、適切かどうかのその判断基準の要件が結構厳しいところが多
くて、そういう事件ばかりではないから、そうすると、やりたいという人
がいるにもかかわらず、活躍の場がないというのは寂しいかなと思います
ので、柔軟にその辺りに対応できるような仕組みを作られたらいいのでは
ないかと私個人では思っています。以上です。

浅沼会長

ありがとうございました。事務局は、よろしいでしょうか。ご意見とし
て承っていただければと思います。皆様から他にいかがでしょうか。

境委員お願いします。

境委員

今の市民後見人の話なのですが、私、横浜の方でもいろいろ絡んでいる

ので聞いているのですが、神奈川県内の他の市町村の話もよく聞くのですが、市民後見人を選んで、候補者が決まって、あまりにも長いことそちらに受任が回って行かないと、いつの間にか、その人たちが、やる気をなくしていくってことがあるようなので、なるべく早く回してあげた方がいいと思いますね。

確か、伊勢原では3、4年前からこれをやっているのですが、未だ1件という状況で、いろんな案件を与えて行っても、数年経ってしまって、中身を忘れてしまったっていう人が出てきてしまっているようなので、是非早めに対応していただいたらいいのではないかと思います。

私も、市民後見人候補者と一緒に、いろいろな被後見人への同行をやったのですが、今はすごいやる気があるんですね。あまり難しいのをやるとすぐ辞めてしまう可能性がありますので、少しやりやすいものを回してあげたらいいのではないかなと思います。

それで、横浜で今やっているのが、これからこうなってくるのだらうと思うのですが、後見人は、今まで1度なったら辞められないっていう制度だったのですが、今行われている厚生労働省の検討で、いつでも代われる体制になるみたいになんてなっていて、横浜の方はすでに難しい案件が終わったら、それを市民後見人に回すということも、もう始まっています。逆に推薦できる案件があったら、どんどん市民後見人に回してくださいということも始まっています。特に弁護士さんが、もうここまで終わったのだから、あとはやってくださいという方が多いみたいで、結構、数が増えているようです。

山崎委員

東京などは、それが主流だと聞いたことがあります。

意見で申し上げますと、弁護士が入る案件というのは、確かに財産多額とかもあるのですけれども、よくあるのは、やはり紛争性、例えば、遺産分割で揉めていますとか、裁判になっていますなど、そういうケースで専門職として選ばれていることが多いのですけれども、結局、その事件がどこかで解決すると、必ずしも弁護士が就かなくてはいけない事案は、実はそんなに多くないかもしれない。そうすると、その場面で身上監護がメインになるのであれば、わざわざ専門職ではなくて、それこそ親族でもいいはずですし、市民後見人でもいいという事案はたぶんあって、そのようなリレー方式的なものを考える中で、市民後見を活用するということは、私はあり得るかなと思っています。

それで、先生の意見で私が言ってしまうと申し訳ないのですが、もう1つアイデアとしてあるのは、市民後見を選任するかしないかの間の時、

例えば、そういう紛争性がある事件は市民後見は駄目だというのは、私は必ずしもそうではないと思っていて、要は、そういうピンポイントで紛争性がある事件というのは、仮に市民後見人が就いた場合に、その市民後見人が、弁護士を依頼したり、法テラスを利用したりして、弁護士でその部分だけカバーすることはできるはずなのですね。

あるいは、そういうやり方があり得るか分からないけれども、私も社会福祉士さんと一緒にやっている成年後見の事件があって、要は、市民後見人と専門職がペアで専任されるというようなパターンもあり得るはずで、必ずしもその市民後見人だけが全部やるって話ではない。だから、そういういろんなパターンを活かしながら、その市民後見人を活かしていく。そして、やはり私たち専門職というのは、身上監護の面でいうと、手厚く自立行為をサポートしてあげるといのはなかなか難しい。日々の業務の関係上難しいので、その部分は市民後見人の方と手分けしていくようなやり方もあるのではないかとこのふうには常々思っていて、そういう意味では、逆に助けていただきたいなという事件もやはりあるから、そういうところも柔軟に活用できればいいなと思っています。

境委員

そういうふうに、市民後見人の方がせっかくやる気になっているので、いろいろ策を考えていただきたいと思います。

では、ちょっと違う質問です。

浅沼会長

ちょっと待ってもらってもいいですか。今、時間の限りもありまして、事務局からご説明いただいた内容も多岐に渡るところですけれども、市民後見人の養成の関係で他に何かあれば先に承っておきたいと思っています。

なければ境委員の方にお話を持っていこうと思いますが、いかがでしょうか。

境委員

これは質問ではないのですけれども、意見というか、ご提案なのですが。まず1つ目は、秋山さん、これ11月24日の相談会7件と書いてありますが、この7件は事前に予約された方ですか。

社会福祉協議会
(秋山)

そうです。

境委員

会場で行政書士が3人受けています。予約なしで。

これ、我々はコスモスに10件って答えてしまっているのですが、同じに10件にしておいていただきたい。

社会福祉協議会
(秋山)
境委員

コスモスさんの分はカウントに入れてないので。すいません。

それから、これからの講演会のことで、我々もびっくりしたのですが、家庭裁判所の方というのは、我々士業のところでも講演は滅多にやってくれない、我々のところは全部断られるのです。各士業の所に裁判所の人間が行って講演することはありませんと言われていたのです、小田原でも。ところが、今度、川崎で書記官が講演会をやってくれました。家庭裁判所の様子が変わってきているのか、川崎だけなのかわからないのですけれども。

それと、もう1人、書記官を退職された方が講演会をやってくれるというのが、また1つあるのです。私の意見としては、中核機関の中に家庭裁判所の方を、あまりいい言葉ではないですが、なんとか引きずり込みたいという意識がありまして、やはり家庭裁判所の方は、中核機関の関係で一步引いている感じがあるのです。ですから、こういう事例が出てきたので、何か家庭裁判所の方をお願いすることがあれば、私も尽力しますので、是非お声を掛けてください。

浅沼会長

情報提供ありがとうございます。引き続き、境委員の方から普及啓発に關係するご提案をいただいたところです。ちょっと絞って、講演会とか広報とか、そういったところに関連して皆様から少しご意見伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にその点についてはないようですので。では、また少し話を広げまして、幅広に皆さんの方からご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

浅沼会長

押田委員お願いします。

押田委員

今回、この5ページある親族後見人の交流サロンですが、これは参加者がいなかったということで形を変えたわけなのですけれど、やはりこの親族後見人、親族で後見人をしていて悩みが多い方もいらっしゃるかと思うのですけれど、この交流サロン、今回出席者がいなかったのですけど、やはり何らかの形で引き続きやっていっていただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

社会福祉協議会

はい。ここに書いてあるとおりで、もう少し効果的な宣伝なども検討し

- (秋山) ながら、より多くの皆様に、今年度はゼロだったのですけれど、1人でも2人でも参加していただけるように、引き続き挑戦していきたいと思っています。
- 押田委員 そうですね。なかなかまだ浸透していないので、今回はやむを得なかったと思うのですけれども、何らかの形で、今後も努力をしていっていただきたいなと思っております。
- 浅沼会長 ありがとうございます。ただ今の親族後見人への支援関係といったテーマに触れていただきました。そもそも、どこに親族で後見人をされている方がいるか、なかなか分からないところなのですけれども、この点については、社協さんも関わっていきたいということです。
- もしこの場で、ちょっと効果的な取り組み、こんな方法があるのではないとか、そういったご意見があれば、せっかくですので伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 若松委員をお願いします。
- 若松委員 年に1回のピンポイントで予定を合わせるということが難しかったのかなと想像しました。ですから、負担を掛けることになるかもしれないけれど、例えば、偶数月の第3何曜日の午後は、誰でも予約なしに来ていただいて大丈夫ですよ、ということですかね。オフィスアワーのようにお茶とお菓子などがあれば、もっと来やすいことになるのだと思うのですけれども、サロンを設置していただくと、もっと効果的に広まっていくのではないかと思いました。
- 浅沼会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 境委員どうぞ。
- 境委員 若松委員の言われるとおりでですね。サロンとかで、みんな集めようとすると、他の人たちとあまり顔を合わせたくないというか、非常に個別的な内容の相談になることが多いので、交流会というよりは親族後見人の相談会というのが、確かに1つ別個にあった方がいいかなと私は思います。
- 例えば、我々もいろいろな所で毎月1回相談会をやっているのですけれども、そこには来ますね、親族後見人の方。ここはどうやったらいいのとか。やはり他の人に聞かれたくないというか、マンツーマンなら話せるというのがあるみたいですから。特にそういうのは後見人さん同士では話し

てもしょうがないので、やはり専門家と話したいというのがあるみたいです。

だから、そういう機会、今おっしゃたように、月に1回だとか、2か月に1回でもいいですから、この日にやっていますよっていうようなことをやるのは非常に有効的だと思うのです。我々の相談会には来ます。そんなに多くはないですけども、非常にいい意見だったので言わせてもらいました。

浅沼会長

ありがとうございます。この場にもご親族の立場で後見人の仕事をされていた方がいらっしゃいますけど、もしご意見がありましたら、迫田委員お願いします。

迫田委員

私は親族後見人をしていたのですけれども、やはり相談事項すべてが、本当に他の方にあまり聞かれないようなことが多かったので、相談する場所が、ここに行けば何かを相談することができるということが分かっているだけで、心理的負担は、かなり軽減されると思います。ですから、サロンで他の後見人の方と交流するというよりは、この日のこの時間にここに行けば、こういう士業の方に相談できるっていう場所があると、すごく効果的かなっていうふうには思います。

それと、親族後見人は士業の専門家ではないので、突き当たった問題に対して、どういうふうに解決したらいいですかという相談を士業の方にするというのはハードルが高いのですけれども、それ以外に後見人をやっている、こういう問題が起こるかもしれないですよ、忘れてないですかっていうところが、割と気付かないまま、その後見期間を終えているようなことがあったので、そういうところを気付かせてくれる機会があるといいかなと思いました。

浅沼会長

ありがとうございます。気付かないものを気付かせてくれる場というのは、講義のようなものでいいかもしれないですけども、やっぱり相談したい時に極々プライベートなことをタイムリーに相談できるというところの必要性といったところも話に出たのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。その辺りどうでしょうか。

勝又委員

私も、義理の父を経済的なところで、成年後見制度は利用していませんけれども、そういう役割を果たしてきました。おっしゃるように割とプライベートな、デリケートな問題もありますので、サロンでみんなとそれを

披露してお話しするという気持ちにはなれないので、やはり個別にブースとかでお話したいなと思っています。おっしゃるように、本当に初めてのことだったので、何ができていなかったか、やるべきことは何だったのかというのは、誰もわからないので、インターネットで検索して自分でやるしかなかったのですが、そういうのを教えてくれる専門家がいたらよかったなと思います。

山崎委員

ちょっと質問していいでしょうか、お二人に。プライベートなものだから、あまり周りに聞かれないというのは、おっしゃるとおりだと思うのですが、私たちも仕事をし、後見業務をしている中で、やはり悩むことが多々あって、そういう場合に、同業者とか、同業者でなくても、同じ後見業務をやっている人と知り合いで、例えば、立ち話とかで、自分は実はこういうことで困っているんだとか、こういうことをしなくてはいけないんだとか、そういう立ち話をするのが、すごく後見業務の参考になったりするのですが、親族後見の方は、基本的には他の後見人と知り合いになることは多分なくて、そういう同じ親族後見なりな何なり、後見をやっている仲間というか、そういう知り合いで、ちょっと気楽に話せるような関係が欲しいな、個別の事案どっぷりという話ではなくって、実は私こういうので悩んでいるんです、というような、そういうことを話せる人が欲しいなと思ったことは特にないですか。

迫田委員

私の場合は、後見監督人がいましたので、個別の事案に関しては、いつもその先生に相談をしてはいたのですが、やはり納得がいかないこととか、そういう時に、誰に相談したらいいのだろうというのがあって、インターネットで検索しますけれども、あまり答えが出てこないということで、とりあえず、小田原に家裁があるから相談してみようということになって、そこで道が初めて開けたのですが、そういうことを後見業務の本当の最後に知って、最初の頃は、いろいろな手続きが、すべて初めてなので、全然わからないままいろいろな業務をやって、それも専門でやっているわけではないので、日常生活の片手間でやっていることなので、やはり、ここにも相談できるという第三者な感じでフォローアップしてくれる機関があるというのは、すごくありがたいだろうなというふうに思います。

山崎委員

おそらく、交流サロンの目的というのは、そこで何か相談して解決ということではなくって、たぶん横のつながりを作りながら、孤立させないと

ということだと思っただけけれども、そこで横のつながりの中から何かヒントを得て、例えば、では士業に相談しましょうとか、そこからこういうことをやりましょうみたいな、その道筋をつくる場として作りたいといった、そういう趣旨だと私は思っているの、そういう意味では、親族後見を経験された方が、交流サロンのようなものはいらないよ、ということであれば、作る必要はないのかもしれないけど、私としては、同じ士業とか他士業でもそうですけど、そういう関わりがある中で、立ち話的なことからヒントを得るといことがやはりあるから、そういう意味では、サロンがあるといいのだろうと思います。それで、若松委員がおっしゃったように、ピンポイントで年1回ではなくて、定期的にある、そのごった返す場であるっていうのは、ある意味いいのではないかなというふうに思っております。

それから、もう1つ意見としては、最近しみじみと感じているのは、民生委員さんってすごいなと思うのです。あの方々、完全に、本当にボランティアでやっている。それで、地域のおじいちゃん、おばあちゃんとか、障がいたとか、その辺の情報を間違いなく持っているのは、たぶん民生委員さんなのです、生の情報を持っているのは。ですから、その民生委員さんを何か活用して、更に大変になってしまいますけれども、民生委員さんからそういう情報を引き出すとか、活用するというのが、本当にその地域の情報を吸い上げるという意味では、大事ではないかと思っております。

浅沼会長

ありがとうございました。ただいま、親族後見人等への支援関係といったテーマでお話をいただきました。

予定終了時間を迎えてしまったところなのですが、親族後見人関係に関わらず、特にこの場でお話をしておきたいということがあれば承りたいと思います。

浅沼会長

山崎委員お願いします。

山崎委員

小田原市にお願いなのですが、実は、相模原市で令和6年度から、相模原市からの後見人に対する郵便物の送付先について、一括登録制度というのできるようです。今まで、介護保険とか生活保護とか年金とか、全部の窓口で、後見人が就きましたから、ここに送付先を変更してくださいと、ばらばらにやっていたのです。これは、後見人からすると、すごく手間なのですが、どうやら、それを一括で登録する制度があって、相模原市からの被後見人に対する郵便物が、一括で送付先変更できるみた

いなのです。

これは、おそらく、市としてはそんなに難しい話ではないと思うので、そういうことを仕組みとして、相模原市の制度が詳しくは分からないので、確認はしていただきたいのですけれども、そういう面から、市としても仕組みを作ることが、後見人制度の利用促進につながっていくと思いますので、ご検討いただければと思います。

浅沼会長

そのようにしていただけると、私もありがたいなと思うところです。他にいかがでしょうか。

私から1つ、事務作業的な話ですけれども、相談件数の集計のところです。1年と少し前から支援センターが始まっているわけですけれども、相談が増えているというご報告をいただきました。どのような感じで増えているのかといったところも知りたいなと思いますので、可能であれば、前年と比較してもらおうとか、新規と継続の相談という話もありましたけれども、このデータの整理の仕方といったところも、次年度に向けて検討していただけるとありがたいなと思います。

他にいかがでしょうか。ないようでしたら、議事事項の(2)報告事項のウ「おだわら成年後見支援センターの運営状況等について」を終了させていただきます。

続きまして、議事事項の(3)その他ですが、まず、事務局の方から2点ほど情報提供があるというところです。それを伺ったところで、後ほど委員の皆様から、権利擁護あるいは成年後見制度の利用促進に関して情報共有あるいは情報提供したいことがあればご発言をいただきたいと思います。それでは、事務局からお願いします。

障がい福祉課
(藤井係長)

障がい福祉課の藤井でございます。私から2点ほど情報提供させていただきます。

まず1点目でございますが、成年後見制度の見直しに関する国の動向、2点目が市民後見人の関係でございます。

まず、成年後見制度の見直しに関する国の動向でございますが、先ほど委員の皆様からもお話がございましたけれども、去る2月15日に国の法制審議会が開催されまして、成年後見制度の見直しに向けた検討が諮問されております。この中で、「民法(成年後見等関係)部会」を新たに設置し、検討が進められることになりました。

主な検討テーマは4つございまして、1つ目が法定後見制度における開始、終了等に関するルールの有在り方。2つ目が法定後見制度における取消

権、代理権に関するルールの在り方。3つ目が先ほど山崎委員、境委員からございました法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方。4つ目が任意後見制度における適切な時機の後見人選任を確保する方策でございまして、その他として、成年後見制度における類型の見直し、成年後見人等の報酬の在り方を検討することが公表されております。

次に、市民後見人の関係でございまして、現在、本市には市民後見人養成講座を終了した1期生が5名おりまして、先般、小田原家庭裁判所と市民後見人の選任について、情報交換を行ってまいりました。その中で、以前、山崎委員からのご質問に対して、「市民後見人候補者の名簿を家庭裁判所にあらかじめ提出する流れになると思う。」とお答えいたしました。家庭裁判所では「市民後見人候補者の名簿」を提出してもらうことは考えていないとのことでした。また、家庭裁判所といたしましては、明言されてはおりませんが、まずは、市民後見人が単独受任するのではなく、複数後見で始めて行きたい意向があるようでございます。

これを受けまして、本市といたしましては、成年後見等の申立てをする親族がない場合に行う、市長申立てケースについて、市民後見人と社会福祉協議会による複数人後見などを検討してまいりたいと考えております。

事務局からの情報提供は、以上でございます。

浅沼会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から情報共有あるいは情報提供したいことがありましたら、ご発言お願いいたします。ありましたら、挙手をお願いします。はい。特にご発言ないようですので、議事事項の(3)その他を終わります。

それでは、ここで事務局から事務連絡があります。よろしくお願いたします。

事務局

2点ほどご連絡させていただきます。まず、本日の会議にご出席いただいた分の委員報酬につきましては、来月4月18日にご指定の口座へ振り込みをする予定でございますので、ご承知ください。

2点目でございますけれども、本審議会の委員の皆様は任期は2年間となっておりますことから、公募委員の方々を除きまして、各委員の推薦母体の方に、改めて委員の推薦をお願いする形になってまいりますので、こちらもお承知おきいただければと思います。よろしくお願いたします。

事務局からは以上になります。

浅沼会長

それでは以上で本日の日程はすべて終了となりますが、閉会の前に福祉健康部長からご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

福祉健康部長

本日は長時間にわたり、支援センターの愛称、それから成年後見に関する施策について、様々なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、令和6年度もしっかりと権利擁護支援に取り組んでまいりますので、それぞれのお立場から引き続きご指導、ご協力をいただければ幸いです。

さて、本審議会におきましては、令和4年の8月に委員の皆様への委嘱を兼ねて最初の会議を開催し、本日を含め計4回の審議会を開催させていただきました。これまでの審議会でもいただいた委員の皆様の専門的な知見に基づくご提案や、あるいは市民目線での率直なご意見など、非常に有意義なものであったなというふうに思っております。皆様は、大変感謝しております。皆様の任期は、令和6年8月までとなっておりますが、今のところ、任期末までの間に審議会を開催する予定はございませんので、実質的に本日が最後の審議会となります。

これまで皆様のお力添えに改めて心から感謝を申し上げますとともに、今後も変わらぬご指導、ご支援を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びになりますが、委員の皆様のご健勝と今後のますますのご活躍を心から祈念いたしまして、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。本当に2年間、どうもありがとうございました。

浅沼会長

ありがとうございました。それでは、ただいまを持ちまして令和5年度第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会を閉会といたします。

皆様のご協力により最後まで議事を進めることができましたことを改めてお礼申し上げます。皆様、お疲れ様でした。

一同

お疲れ様でした。